

韓国政治における「労働者政治勢力化」の問題： 1987年から1992年までの労働者と指導部間の乖離を 中心として

金, 洪楹
九州大学大学院法学府

<https://doi.org/10.15017/10971>

出版情報：九大法学. 88, pp.206-166, 2004-09-15. Kyudai Hogakka i
バージョン：
権利関係：

韓国政治における「労働者 政治勢力化」の問題

— 1987年から1992年までの労働者と
指導部間の乖離を中心として —

金 洪 楹

はじめに

- 1 「民主化」以降の労働運動の展開
 - 1) 「大闘争」から「労働法改正運動」へ
 - 2) 「公安政局」の到来

- 2 新しい労働運動の方向とその理念
 - 1) 韓国労総と従来の指導部
 - 2) 「民主労組」の連帯運動へ
 - (1) 地域労働者協議会
 - (2) 全国業種労働組合会議
 - (3) 全国労働組合協議会の誕生
 - (4) 連帯会議
 - (5) その他の労働運動組織

- 3 労働者の期待と指導部との乖離
 - 1) 労働者の労組に対する期待
 - 2) 指導部の運動理念と具体的な方向
 - 3) 労働者と指導部の乖離
 - 4) 上級組織の組織力の変動
 - 5) 「労働者政治勢力化」運動の選挙参加とその結果

むすびにかえて

はじめに

2004年4月13日に行われた第17代韓国国会議員選挙において、労働者を支持基盤としたいわゆる「階級政党」を標榜する民主労働党が13%の得票（比例代表基準）を得て、10議席を獲得した。民主労働党は、全国民主労働組合総連盟（以下、民主労総）をその支持基盤としており、民主労総は韓国労働組合総連盟（以下、韓国労総）とは異なった路線、つまり、「労働者の政治勢力化」を目指しているもう一つのナショナルセンターである。⁽¹⁾この民主労働党の議会進出は、韓国の政治史の中ではじめての出来事であるだけでなく、「労働者階級」の利益が政党を通じて具現化できる基盤が整えられたことを意味するものである⁽²⁾と思われる。

ところが、このような「階級政党」結成の試みは、最近になって始められたことではない。それは、87年の「民主化」直後、3ヶ月間に及ぶ労働運動の「爆発」ともいわれる時期から台頭した新しい労働運動指導部による「労働者政治勢力化」運動にその起源がある。当時、新しく台頭した労働運動というものは、「労働者階級」に基づいた「政治闘争」を掲げつつ、「階級政党」の結成を試みていた。具体的には、91年7月に、ソウル、安山、仁川などの労働者密集地域において活動をしていた労働運動団体が「韓国社会主義労働党創党準備委員会」を結成し、「革命的階級政党」結成を準備した。この団体は、91年の12月には、「韓国労働者政党的建设推進委員会」を発足させ、韓国における「階級政党」運動は本格的に動き出すようになったのである。このような「労働者政治勢力化」の試みは、民衆党への参加という形で現れ、民衆党がこの時期におけるいわゆる「階級政党」として活動を準備した⁽³⁾のである。しかし、このような「労働者政治勢力化」の実践としての民衆党は、「階級政党」として独自の活動を行うどころか、92年の国会議員選挙において1.5%にも満たない得票に過ぎず、政党維持条件（得票率2%）を満たせな

いまま解散し、この時期における「労働者政治勢力化」の試みは失敗に終わったのである。にもかかわらず、それ以降、この時期に「労働者政治勢力化」を主導した主体や組織は、95年には民主労総へ、2000年には民主労働党へ結集し、先述したような議席獲得という現在に至っているのである。

以上のように、87年から現在に至る過程における「労働者政治勢力化」の流れの中で、87年の「民主化」直後における労働運動の「大闘争」期から台頭し、92年には失敗した「労働者政治勢力化」の試みが、なぜ、87年と比べると労働運動が「衰退」したともいえる現在において、「階級政党」ともいわれている民主労働党が13%という得票率と10議席獲得という成功した形として現れたのか。

本稿はこのような問いに、87年から今日に至るまでの韓国における「労働者政治勢力化」の流れというものを、「階級政党」とその支持基盤の関係に着目し、「階級政党」の議席獲得という現象を、その運動指導部の掲げていた理念や政治的方針などと労働者の政治的指向性が、それぞれ87年以降から現在に至るまでお互いに変化してきたということを考察するための出発点である。そのために、本稿では、87年の「民主化」から92年の民衆党の失敗まで、この時期における「労働者政治勢力化」の試みの台頭とその失敗の問題を考察する。この時期を対象とする理由としては、87年の「民主化」による好条件があったにもかかわらず、民衆党に代表される「階級政党」の試みが、92年の国会議員選挙において、なぜ、その支持基盤であるはずの労働者からの支持が得られず、失敗に終わったのかという問題を考えるためである。この問題を考えるためには、この時期における労働運動が変化しつつある諸状況に対応する形で行われる最中、その中で「労働者政治勢力化」を訴えていた労働運動指導部と労働者の関係にいかなる問題が存在していたのかということを考える必要がある。なぜなら、当時の労働運動指導の「政治闘争」としての運動理念を実践するためには、労働者をその支持基盤として想定しつ

つ、労働者の動員が必要であり、また、労働者にとっては自分たちの利益を反映してくれる新しい労組が必要とされており、このような状況の中で、指導部の「政治闘争」方針と労働者の思惑の間にズレが発生していたと思われるからである。⁽⁴⁾

この時期における「労働者政治勢力化」と労働運動の変化を研究したものとしては、まず、当時の労働運動を変化する政治的状況、経済構造変化などに関連して分析する視座に基づくものがある。⁽⁵⁾ それによると、87年の「民主化」によって従来の抑圧的な労働統制政策が退き、労働運動において変革イデオロギーの影響が拡大し、その理念は「労働者政治勢力化」として具体化された。しかし、90年前後の「公安政局」を起点として復活した国家による権威主義的労働統制の影響と、製造業から自営業・サービス業の増加による産業構造が変化の影響で、変革イデオロギーの影響は衰退し、この時期における労働運動の性格は「経済中心主義」へと変化され、「労働者政治勢力化」が失敗に終わったと分析されている。⁽⁶⁾ しかし、この立場は、この時期における労働運動の変化を政治的・産業構造的変数の影響による従属変数として説明しているように思われる。この時期における労働運動の性格というものは、単にこのような状況の変化に規定されたものではない。むしろ、変化する諸状況に対応していく過程で変化していたと思われる。このような側面を考えると、労働運動が具体的にそれらの諸状況にいかに対応をし、その中でいかなる変化があったのかを検討する必要がある。

次における研究としては、「労働者政治勢力化」とその変化を労働運動内部に焦点をあわせたもので、一つは、「階級論」の立場からアプローチしたものであり、もう一つは、労働運動指導部の内部分裂に焦点をあわせたものである。

前者は、87年以降の労働運動が「爆発」から「衰退」に向かったことを、その過程における労働運動と「労働者政治勢力化」を「階級論」に立脚して考えている。⁽⁷⁾ 具体的に述べると、87年の「民主化」の延長線上

で7月から9月にかけて「労働者大闘争」が行われ、その中で「階級政党」運動が推進されるようになった。それは労働者階級の民主化闘争でありながら、「労働者階級の政治勢力化」の試みが本格的に着手されることを意味していたが、労働者の階級的な力量が足りなかったため、そのような試みは失敗におわったと分析しているのである。この研究は、「労働者政治勢力化」を「民主化」以降の労働運動の新たな段階として位置づけ、その失敗の原因を「階級的力量」の不足、つまり、労働者の組織的な力量の不足に求めている。しかし、ここでは、なぜ、労働者の組織的な力量が充分ではなかったのかに対する説得的な答えを導き出せていないのである。この点を考えるためには、当時の労働運動内部にいかなる問題があったのかということを考える必要があると思われる。

後者は、この点をふまえ、労働運動指導部の問題に着目し、「労働者政治勢力化」失敗の問題を考察している⁽⁸⁾。それによると、87年の「民主化」以降の労働運動をリードしたのは、「急進的リーダーシップ」であり、彼らは、学生運動から労働運動へ「闘争の場」を拡大していた人々であった。このような運動の拡大過程において学生運動をリードしていた理念は急進化し、「革命的」理念へと転化していたのである。このような内容をもつ労働運動指導部は、90年以降から、指導部の中において急進的変革の方法を巡って路線の分裂が生じるようになった。そのような指導部の分裂・対立によって、組織内部における内部闘争が激しくなっただけでなく、その上、90年以降における労組連帯運動の際には、抑圧的な労働政策に対応するために、組織守りに徹することとなったため、労働者に対する支持基盤拡大が推進できなくなり、「労働者政治勢力化」が失敗に終わったと論じているのである⁽⁹⁾。

しかし、この議論においては、指導部の問題だけを取り上げており、「労働者政治勢力化」の動きというものが支持基盤の動員を必要とするものであったことを考えるなら、指導部だけではなく、その支持基盤であった労働者まで視野に入れつつ、両者の関係を考える必要があると思

われる。このような脈絡から考えると、変革の理念を掲げていた労働運動指導部全体に対して労働者がいかなる思惑を抱いていたのか、また、それによって両者の間ではどのような問題が発生したのかということを考える必要があると思われる。なぜなら、当時の労働運動指導部の掲げていた運動理念、運動路線の急進性に労働者が不満を抱き、その結果として、指導部と労働者の間で乖離が発生し、労働者は「階級政党」を支持しなくなったと思われるからである。

本稿では、このような点に着目しつつ、先述したような87年から92年における「労働者政治勢力化」の試みの失敗について、労働者と指導部の関係に着目して考察することにする。具体的には、新しい労働運動指導部の路線や、「民主化」以降において労働者はそのような指導部をいかに位置づけており、その中で指導部と労働者との間でいかなる問題が発生したのかということを検討するものである。

これらの作業を行うことは、この時期における「労働者政治勢力化」の失敗の問題を考える際に、従来の研究とは異なる観点からその原因を明らかにしようとするだけでなく、今日まで至るいわゆる「階級政党」の具現化としての民主労働党の議会進出という「労働者政治勢力化」過程において、この時期における失敗というものが、いかなる意味を持っているのかということを考える手がかりになるとと思われる。言い換えると、87年の「民主化」直後から民主労働党の議席獲得という今日に至るまでの韓国における「労働者政治勢力化」問題を考える際に、「階級政党」を推進してきた指導部とその支持基盤、言い換えると、政党と支持基盤の関係において87年から今日に至るまでいかなる変化が生じてきているのかということが明らかになると考えられる⁽¹⁰⁾。

以下では、1章では、87年の「民主化」後における労働運動を概括し、2章では、その中で登場する新しい労働運動指導部の理念や路線、また、それによる労働運動の展開過程を、そして、3章では、そのような指導部の運動路線と労働者の間でいかなる問題が生じたのかということを検

討する。

注

- (1) 韓国には二つのナショナルセンターがある。一つは韓国労総で、もう一つは民主労総である。民主労総の綱領においては、「我々は労働者の政治勢力化を実現」させ、「民主的諸権利」を勝ち取るという、民主労総の方針が明らかになっている。また、それだけでなく、民主労総の掲げる理念や誕生の歴史は、87年の「民主化」以降から台頭した新しい労働運動から始まっている。これらに関しては、民主労総のホーム・ページ <http://www.nodong.org/index.php> を参照。
- (2) 87年の「民主化」によって大統領を直接選挙によって選ぶといういわゆる「手続き的民主化」が達成された。しかし、この「民主化」というものは、「社会」の利益が反映・担保されるという「実質的民主化」とはほど遠いものであった。それは、韓国の政党政治構造とも関わりを持つもので、政党政治構図は「社会」と乖離した状況で成り立っているばかりか、社会・経済的な要求さえもが反映されていなかったのである。このような問題をあらわしているのが、87年以降から登場した、国政選挙における「地域主義」である。このような既成政党に対するオルタナティブの一環として、この時期における「労働者政治勢力化」として「階級政党」が試みられたと思われる。このように考えると、このような「階級政党」の出現は、87年以降から持続されてきた「民主化」の一連の流れとして理解することができる。従って、今日の変化を含む韓国の「民主化」を考える際には、87年の「民主化」から今日の「階級政党」の議席獲得まで、長いスパンで考える必要があるといえよう。このような立場からの代表的な研究としては、崔章集『民主化後の民主主義』フマニタス、2002年がある。また、韓国政治における「地域主義」に関しては、出水薫「民主化後の韓国政党制」『APC アジア太平洋研究』第8号、2001年1月を参照。
- (3) 民衆党は、合法的「進歩」政党建設を目指して民主化運動を主導した諸勢力が結集し、1990年11月10日に結成された。しかし、結成当時においては、政党の路線は定まっておらず、事実上、党の理念であった「進歩」性がいかなる内容を持つものであるべきかということが不明確なままであった。ところが、91年後半に、諸労働運動団体が民衆党に参加することとなり、それによって民衆党の方針が「階級性」を前面に出す方向へ向かったのである。このような民衆党の内部事情に関しては、バク・サンビョン「韓国進歩政党の形成過程と選挙参加；民衆党の事例を中心として」アン・ヒスウ編『韓国政党政治論』ナナム、1995年、491頁～493頁を参照。
- (4) 具体的にいうと、87年以降から、いわゆる「御用」労組退陣などによっ

て発生した労働組合指導部の不在、また、新生労組運動に新しい労働運動指導部が入り込む形で「労働者政治勢力化」を下から推進していたのであった。当時の一般労働者は、従来の「御用」労組では、自分たちの「利益」が保障されないと判断し、このような新しい運動指導部の労組への参加に期待をしていたと思われる。

- (5) ソン・ホグン『韓国の労働政治と市場』ナナム、1991年。また、経済学的観点からは、ガン・スンヒ『韓国の労働運動—1987年以降、10年間の変化』韓国労働研究院、1998年がある。ガン氏は、87年以降から10年間に渡り、政治的・産業構造の変化・労働者の所得や生活様式の変化などとともに、労働組合運動も「経済的組合主義」化し、労働運動が衰退していくと分析している。民主労総の路線も、87年以降の新しい労働運動指導部に比べると、現実主義的に変化し、それによって労働運動が全体として「経済的組合主義」へと変遷したと分析しているのである。
- (6) ソン・ホグン、前掲書、340頁～347頁。
- (7) ノ・ジュンギ「6月民主抗争と労働者大闘争」学術団体協議会『6月民主抗争と韓国社会10年』ダンデ、1997年、バク・スンオク「7/8月労働者大闘争を改めて考える」『創作と批評』1990年夏号、キム・グムスウ『韓国労働運動の現況と課題』科学と思想、1995年など。また、社会学的な観点からこの時期における労働者の変化に着目した研究としては、金東春『韓国社会労働者研究』歴史批評社、1995年がある。金氏は、87年以降の労働運動の変化を分析するために、政治的・経済的变化以外に、企業内における労働者の変化を分析した。この研究では、87年以降、労働者の要求は職場単位の団体交渉に集中されることになり、労働者の職場単位においてその影響力を増大させたが、それによって、政治的影響力はきわめて低いレベルにとどまったと分析している。このような労働者の変化の原因には、企業別労組体系という「制度」があるといいつつ、88年以降の労組連帯運動に対しては、非合法組織に対する労働者の抵抗によって企業別労組体系を乗り越えることができなくなり、これらが「労働者の階級形成」を屈折させていると主張している。
- (8) 崔章集「韓国労働階級の政治勢力化問題1987—1992」同『韓国の労働運動と国家』ナナム、1997年。
- (9) 崔章集、同前、375頁～381頁。
- (10) ただし、本稿は、この時期における政治的・経済的・産業構造の変化という変数をまったく無視するものではなく、そのような変数も視野に入れつつ、それらの変化では説明できない指導部と労働者の関係に着目し、両者の間においていかなる問題が存在していたのかということを考えようとするものである。

1 「民主化」以降の労働運動の展開

87年の6・29宣言による「民主化」によって、この時期から図-1でみられるようにストが急増するようになった。特に、87年の「民主化」直後の7・8・9月のスト件数は、3,311件に登り、前年度の13倍を増える数字を記録し、また、労働者からの要求条件の全体数も14,000（表-2を参照）を超えており、この現象がいわゆる「労働者大闘争」といわれているものである。

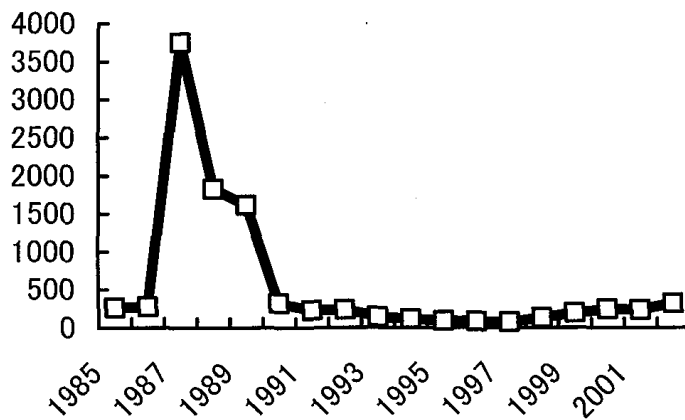


図-1 ストの件数 (1985年～2002年まで)

韓国統計庁のホームページ http://kosis.nso.go.kr/cgi-bin/sws_999.cgi のデータに基づき、著者が作成。

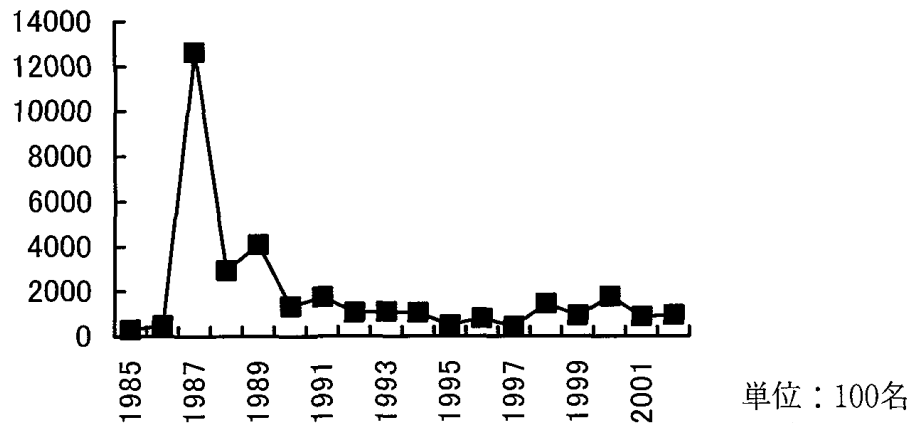


図-2 ストへの参加者数 (1985年～2002年まで)

韓国統計庁のホームページ http://kosis.nso.go.kr/cgi-bin/sws_999.cgi のデータに基づき、著者が作成。

しかし、90年を起点として、スト件数は87年以前の水準にもどり、このような減少に伴い、図-2においても確認できるようにストへの参加者も減少していく。このようなストの数字的な変化にもかかわらず、これらの時期におけるストで現れた労働者の要求には、一定の共通点がみられる。

表-1 ストの件数とその原因

	ストの 件数	賃金 未払い	賃上げ	休・廃業	解雇	不当労働 行為	労働条件 の改善	その他
1986	276	46	75	11	34	16	48	44
1987	3,749	45	2,629	11	51	65	566	382
1988	1,873	59	946	20	110	59	136	543
1989	1,616	59	742	30	81	10	21	673
1990	322	10	167	6	18		2	117
1991	234	5	132		7		2	88
1992	235	27	134		4			70

韓国統計庁のホーム・ページ http://kosis.nso.go.kr/cgi-bin/sws_999.cgi のデータに基づいて著者が作成。

*上記の表における「その他」のうち、団体協約に関するスト件数は、88年328件、89年426件、90年49件、91年56件、92年49件である。

表-1でわかるように、87年以降のストにおける労働者の要求は、全体として賃上げを主とするものであったことがわかる。また、その他の単位労組レベルにおけるストの際の要求をみると、上記の調査結果においてもあらわれているように、賃上げを要求しつつ、職場における差別撤廃、労働条件改善など、個別職場内部の多様な問題の改善も要求して⁽¹¹⁾いた。従って、この時期における労働者の要求というものは、賃上げ、労働条件改善などの職場内部における問題の改善に集中していたといえよう。

ただ、これらの労働者からの要求は、単位職場内部の問題に限定されていたため、その他の制度改革、政治改革などの要求はほとんどみられなかった。当時の解雇労働者や地域労働運動団体、各種の民主化運動団

体のピラには、労働悪法撤廃、軍部独裁の退陣などの政治的な要求があったが、一般労働者の要求においては、韓国労総批判、マスコミの歪曲報道批判⁽¹²⁾以外には、単位職場をのりこえた次元の要求はなかったのである。従って、この時期における労働運動は、非常に「経済的」・「単位職場」レベルの問題の改善を要求するものであったといえよう。言い換えると、「民主化」以降の労働者の要求は、制度や政治的な要求であるよりは、むしろ、個別の職場内の問題改善を要求するものであり、「大闘争」以降に台頭しつつあった新しい労働運動指導部の「政治」的路線とは一定の距離を持つ性格を有するものであったといえよう。

1) 「大闘争」から「労働法改正運動」へ

87年の「民主化」以降、労働者たちは大統領を直接に選ぶという政治的権利の回復のみにとどまらず、労働者としての職場における不平等も是正しようとする動きをみせた。このような動きの爆発は、87年7・8・9月に生じた労働者「大闘争」を含む、この時期における労働運動の特徴である。この7月から9月までの3ヶ月間のストの数は、3,311件で、一日平均30件以上であった。これは86年の合計である276件の13倍に該当するものであり、1970年代中盤以降、韓国で発生したストの総件数をあわせたものよりも⁽¹³⁾多い。この「大闘争」の際、労働者が要求していたものを分類してみると以下のようなになる。

表-2は、労働部が調査した、「大闘争」期における労働者からの要求事案を案件ごとにまとめたものである。この際の労働者からの要求

表-2 「大闘争」期における労働者の要求案の数

賃金関係	労働条件関係	団体協約関係	経営や人事関係	その他	合計
7,372	3,656	1,203	1,202	1,245	14,678

労働部『1987年夏の労使紛糾評価報告』1988年、15頁から引用。

の数は、14,678件で、約50%が賃金関係の要求であり、25%が労働条件改善に係わる要求であった。「その他」をのぞくと、90%以上が、単位職場内部の問題に関わる要求であったことがわかる。このような性格を持つ「大闘争」は、ナショナルセンターなどの中央組織の指導によって組織されたものではなく、単位労組レベルにおける、ある意味「自然発生」的な性格を持つものであったのである。

一方、このような雰囲気の中で、88年からは労働法改正運動が行われるようになった。それは「大闘争」直後に台頭するようになった新しい労働運動の指導グループである「全国労働運動団体協議会」（以下、「全国労運協」）によって主導されたものであり、彼らによって労働法改正のための「労組弾圧阻止労働者共同対策協議会」（以下、「共対委」）が結成され、労働法改正運動が展開されるようになったのである。

この組織は、89年以降の労組連帯運動の始発点となる機構として、当時の労働法改正の究極的な目標を、「労働者の階級的組織化」という戦略的目標の下部課題として設定していた⁽¹⁴⁾。しかし、労組幹部教育、大規模の大衆集会などを利用し、労働法改正運動が展開されていたにもかかわらず、単位労組レベルや地域レベルでは、労働法改正を要求するストは起きていなかった⁽¹⁵⁾。労働法改正運動の展開過程において、単位労組と運動の指導部の間にはこのようなズレがあり、「共対委」には組織的力が充分ではなかったが、88年11月、労働法は改正されるようになったのである⁽¹⁶⁾。

2) 「公安政局」の到来

「大闘争」直後において労働運動が展開される最中、1989年4月、ムン・イクファン（문익환）牧師の北朝鮮訪問事件をきっかけとして、政府の弾圧政策が行われるようになった。これはいわゆる「公安政局」として呼ばれるものであるが、それは、上記のような労働運動勢力だけではなく、民主化運動勢力までも「急進、左翼、不法、暴力勢力」として

規定し、徹底的に弾圧されるものであった⁽¹⁷⁾。政府の労働運動に対する弾圧は、当時の労働運動を業務妨害、暴力行為、争議調停法違反、不法集会、公務執行妨害などで取り締まるだけではなく、連帯会議のような緩やかな交流組織も第3者介入禁止の名目で弾圧するものであった⁽¹⁸⁾。

また、1990年から、政府によって「無労働無賃金」や「総額賃金制」が適用されるようになる。前者によって、労働組合はストをおこないにくくなり、後者は当時の労働者の主な要求であった賃上げに歯止めをかけようとしたのである⁽¹⁹⁾。

このような政府の方針に対応しつつ、先述した「労働者の階級的組織化」を実践する第一歩として90年を前後として、労働運動の連帯化が加速されることとなる⁽²⁰⁾。

注

- (11) 実際、蔚山地域の現代グループにおけるストの際、要求された内容をみると、以下のようなものであった。1. 組・番長交代・副組長制度の撤廃・ヘアスタイルの自由化・人事考課制の撤廃・不当な人事禁止・人格保障・男女平等、2. 公害手当支給・家族手当支給・ボーナス600%支給・時給の引き上げ・休日手当上げ・有給休暇の設置、3. 勤務中休憩時間・食堂改善など。蔚山社会宣教実践協議会『蔚山地域7月労働者大闘争資料集』蔚山社会宣教実践協議会、1987年、96頁。
- (12) 韓国キリスト教社会問題研究院『87労働社会事情』民衆社、1988年、233頁～392頁の資料を参照。
- (13) 韓国労総『1987年度労働争議』韓国労総、1988年、166頁。
- (14) 労働法改正要求の運動形態とその理念などに関しては、韓国キリスト教社会問題研究院『悪法改廃と民主化運動』韓国キリスト教社会問題研究院、1988年を参照。
- (15) 金東春『韓国社会労働者研究』歴史批評社、1995年、139頁を参照。
- (16) しかし、それは、労組設立要件に対する規制が削除され、集団行動の自由が拡大されるなど、基本的に労働組合の設立を保障する内容であったにすぎなく、労組の政治活動、複数労組禁止、第3者介入禁止条項などを維持しており、労働者の組織の自由を職場内に限定する性格を有するものでもあったといえよう。87年の「民主化」とともに、この時期における労働法改正を、①「共対協」の闘争によるものとして考えるのか、そうでない

れば、②権威主義勢力の譲歩とみるのかで意見が分かれている。①の立場は、キム・ジョンハン他『80年代韓国労働運動史』ジヨクク、1989年、287頁～296頁を、②の立場は、イム・ヒョクベク『市場・国家・民主主義』ナナム、1994年、385頁～386頁を参照。

- (17) イム・ヒョクベク、同前、390頁。
- (18) このような取り締まりによって、1988年には79人にすぎなかった拘束者数が、89年には602人、90年には485人に急増するようになる。解雇労働者も88年236人から、89年2,651人、90年904人に上るようになった。キム・ユソン「6共和国出帆以降、拘束・解雇労働者実態」韓国労働教育協議会『6共和国の労働政策と労働組合の対応』韓国労働教育協議会、1992年、36頁～37頁を参照。
- (19) 「無労働無賃金」原則は、スト中には賃金を支払わないことを意味し、「総額賃金制」は労働者の過激なストが韓国経済の危機をもたらしたという認識から顕在化したもので、経営成果によって変動する手当・成果配分的ボーナス・賃金ガイドライン設定などを設けることをその内容としている。このような政策は、従来のような権威主義的な労働統制が不可能になっている状況のなかで、労働者を法的には認めつつも、労働運動の弱体化を図ったものであると考えられる。イム・ヒョクベク、前掲書、392頁～394頁。
- (20) 全国労運協の内部文書によると、90年以降の労働運動において要求されている課題は、民主労組の全国連合組織の建設であり、それは、労働階級の政治勢力化の一環であると表明している。全国労運協『現時期労運協の主な役割と任務について』1990年8月24日づけ（聖公会大学校民主資料館所蔵）を参照。

2 新しい労働運動の方向とその理念

「大闘争」以降、単位労組における「御用」指導部退陣などによって、労働組合指導部の不在状況が発生することとなり、インテリ中心の急進的労働運動活動家が入り込むようになった。彼らの多くは、階級理論で武装した大学生出身労働者か、または、そのような理念教育を受けた人々であった。彼らは、87年の「大闘争」以降、新しい指導グループとして本格的に台頭することとなる。まず、彼らは、「全国労運協」へ結集し、88年末の「労働法改正闘争本部」を中心として活動を行った。彼らの労

働運動理念は、先述したような「革命的組合主義」として、労働運動を労働者の利益実現のための手段ではなく、社会の総体的な変革の役割を果たすべきであると位置づけていた⁽²¹⁾のである。

当時、全国的な労働運動組織の不在という状況で、単位レベルにおけるこのような急進的労働運動活動家と労働者の連帯はそれほど難しいことではなかったと思われる。なぜなら、急進的活動家の立場からは、変革運動の戦線を拡大するという目標が満たされ、労働者の立場からは、このような連帯による闘争によって現実的な物質的利益がある程度、担保されると思われたからである。

このようにして設立されたいわゆる「民主労組」は、単位労組を乗り越える地域別・業種別組織、ひいては全国的な中央組織まで結成して⁽²²⁾いく。しかし、この過程において、「公安政局」に対応し、労働運動は、一般労働者の利益を実現させる機能よりは、「政治運動」化を掲げている中央組織を守る方向へ向かっていく。

1) 韓国労総と従来の指導部⁽²³⁾

労働者「大闘争」期から、既存のナショナルセンターであった韓国労総や、従来の単位労組における御用指導部は、当時の勃興する労働運動にいかなる影響力も行使することができなかった。当時の労働者にとって中心課題は、賃上げを中心とする職場内部の問題を解決することであり、そのために自分たちの要求にもっとも近い要求を掲げている組織と連携し、要求を最大限に貫徹することであったと思われる。しかし、韓国労総は、1990年に、政府や経営者団体から提案された「総額賃金制」に合意したことからみられるように、労働者の要求とは相当な距離をもつ方針を持っていたのである⁽²⁴⁾。この出来事で韓国労総は、労働者から不信任感を抱かれるのみならず、批判をうけることとなった。このような批判は、表-3でみられるように、韓国労総組織率変化の一つの背景になったと思われる。

表一 3 韓国労総組合員の変化

年 度	1987	1988	1989	1990	1991	1992
組合員数	1,267,457	1,707,456	1,932,415	1,886,884	1,803,408	1,734,598

ユン・サンチョル『1980年代韓国の民主化移行過程』ソウル大学出版部、1997年、227頁より

また、このような労働者の不信感や批判は、韓国労総というナショナルセンターだけに向けられたものではなかった。数多くの職場において、経営側の要求を鵜呑みにしていた「御用」労組指導部の退陣の要求も発生したのである。現代重工業の場合、労働者が労組建設を準備している最中、会社が主軸となった労使協議会によって先に労組が建設された。独自の力で労組建設を準備していた労働者は、このような労組は会社側に立った労組であり、労組結成過程において会社側が彼らの関係書類を作成したということから、「御用労組」であると判断し、反対運動を展開した⁽²⁵⁾。これによって、現場においては労働運動を指導するリーダー不在の状況が発生し、この空白に新しい労働運動指導部が入り込むこととなったのである。

2) 「民主労組」の連帯運動へ

88年以降、新しい労働運動リーダーを中心として、単位労組を乗り越える連帯運動が具体化する。「全国労運協」は、労組連帯運動を労働階級の政治勢力化の一環として位置づけながら、連帯運動を進めていたのであった⁽²⁶⁾。それは、地域労働者協議会（以下、地労協）、全国業種労働組合会議（以下、業種会議）、連帯会議などの形で具現化し、ここから、90年1月にこれらの団体が合体した形で全国労働組合協議会（以下、全労協、現在の民主労総の出発点）へつながることとなる。

(1) 地域労働者協議会

表一4は地労協の結成日、参加した単位労組数、参加組合員などをまとめたものである。ここから明らかになっているように、これらの地労協は、「大闘争」期以降に設立されたものである。

表一4 地域労働者協議会

名 称	結 成 日	所属労組数	組合員数
ソウル地域労働者協議会	1988. 5. 29	108	34,081
仁川地域労働者協議会	1988. 6. 18	46	7,000
城南地域労働者協議会	1988. 6. 25	45	450
京畿地域労働者協議会	1988. 12. 12	38	8,168
全北地域労働者協議会	1988. 8. 21	30	6,262
馬山・昌原地域労働者協議会	1987. 12. 12	40	28,405
大邱地域労働者協議会	1988. 12. 7	35	4,500

キム・ジョハン他『80年代韓国労働運動史』ジョクク, 1989年, 241頁～247頁の記述に基づいて著者が作成。

特に、地労協は、それぞれの地域において、職場単位の労使関係において使用者と対等な関係になりにくい中小企業の重工業労働者が主軸になっていた⁽²⁷⁾のであった。

この地労協で注目すべき点は、先述した「全国労運協」が、その誕生を主導したということである。このような誕生経緯から、地労協の運動理念も、「政治」的な色合いが強調されるようになった⁽²⁸⁾と思われる。具体的には、自らをその地域における「自主・民主労組の結集体」として、労働者の経済的利益を追求することにとどまらず、「民主的・平等なる社会を建設」し、「労働解放」のための政治闘争を含めた路線を表明している。これらの団体は自らを「労働者の政治的・社会的・経済的権利を確保するために、いかなる弾圧に対しても断固に戦い、地域と業種を乗り越えた固い連帯として、労働者階級の全国的な結集のために努力す

る自主的・民主的連帯組織」であると規定していたのである。⁽²⁹⁾

(2) 全国業種労働組合会議

1990年5月には、表-5のように、いくつかの団体が結集し、業種会議を結成することとなる。

表-5 全国業種労働組合会議の所属団体

名 称	結 成 日	所属労組数	組合員数
事務金融労連	88.8.13(合法化)	74	20,000
全国マスコミ連盟	88.4.6	41	13,000
全国病院労組連盟	87.12.12	6	200
民主出版言論労組協議会	88.1.19	10	2,000(88.12.31)
研究・専門技術労組協議会	88.7.16	36	10,000
全国建設業労組協議会	88.12.10	40	12,000
全国外国企業労組協議会	88.12.11	100	15,000
全国大学労組協議会	88.8.3	単一労組	

キム・ジョハン他『80年代韓国労働運動史』ジョクク、1989年、247頁～252頁の内容をまとめ、著者が作成。

業種会議は、従来の韓国労総傘下の諸団体とは異なり、独自にみずからの組織体系を有し、事務、専門、サービス部門労組の連合団体と協議体が構成した連帯組織であり、同一業種に基礎を置き、団結力、相互支援、連帯のレベルを高める目的から組織された。この連帯組織を結成することに先立って、これらの協議会は、88年の8月に労働法改正闘争をきっかけとして、「全国労働法改正闘争本部」を構成し、地労協とともに⁽³⁰⁾にそれぞれの地域において労働法改正闘争を展開していた。

この団体の運動理念は、「事務、専門、サービス職の労働者の団結に基づき、労働者の政治・経済・社会的な地位向上と権益の実現のために共同闘争し、自主的で民主的な労働組合の発展と統一を目的とする」と

いうものである⁽³¹⁾。

このようにして結集された地域および、業種別の連帯組織は、連帯の流れのさらなる発展という形で、全国労働組合協議会（以下、全労協）の誕生につながる事となる。これらの二つの連帯組織—地労協・業種会議—は、88年の労働法改正本部に参加し、それぞれの地域における闘争本部の役割を果たしていた。

(3) 全国労働組合協議会の誕生

このような連帯運動を主導してきた指導部では、87年6月以前から始まっていた「労働者・学生連帯」運動に参加した大学生出身労働者と、彼らと同一の理念教育を受けた労働者が主軸を担当していた⁽³²⁾。

全斗煥政権期において、学生運動は、政権反対運動を行った最も強硬な勢力であり、80年代中盤から彼らは、大学キャンパスから労働現場へと政権反対運動の場を拡大していった。当時の学生運動は、このような活動を通じて、労働者階級に基づいた社会変革運動への転換を試みていたのである⁽³³⁾。このような試みは、まず、現場における小集団運動として拡散させることから始まる。この小集団運動を通じて「先進的」労働者を生産し、それを社会変革運動の主体にしようとしていたのである。これらの活動を通じて、「学出労働者」が労働現場において運動の強力な理念的・行動的リーダーシップを提供するようになったのである⁽³⁴⁾。このような大学生出身労働運動家による労働運動の「政治闘争」によって80年代中盤以降、新しく「民主労組」を設立しようとする動きが台頭することになり、「民主化」以降において顕在化することとなったのである。

しかし、このような指導部の運動理念は、必ずしも、当時の労働者の要求とは一致していたと思われえない。なぜなら、「大闘争」期において、労働者が要求していたのは、賃金などの職場内部問題の改善（表-1参照）であったが、これらの指導部は、むしろ、政治闘争という理念的なものを掲げつつ、労働運動を「政治運動」の手段として想定し、活動す

ることに専念していたと考えられるからである。このために、単位職場においては、数多い理念的なサークルがつくられ、これらの組織が単位労組内部に浸透していく形をとり、また、これらの組織の中央な組織も結成された。それはいわゆる「政治的大衆組織論」によって武装した活動家組織であるが、彼らは、社会主義の革命的理念の内容と目標の為に労働運動に係わっていたと思われる。これらの活動家組織は全労協や地労協などの結成においても大きな役割を果たしたといわれている。⁽³⁵⁾

このような指導部を中心として、地域別、業種別、グループ別の連合組織は、その闘争過程において全国的な中央組織を結成していく方向へと発展していくことになった。そのような作業は、まず、88年8月、全国労働法改正本部につながり、これを中心として労働法改正闘争が展開されていくこととなる。88年11月には、全国労働者大会が開かれ、そこにおいて労働法改正を要求し、89年3月の臨時国会においては労働法改正運動を展開した。また、90年には、先述した「全国労運協」、地労協、業種会議などが労働運動の全国組織建設を目標として全労協を結成するに至ったのである。

表一六 全労協に参加した労組数と組合員数

参加単位労組	参加組合員数
456	166,307

韓国労働研究院『分期別労働動向分析』1991年より

* 全労協+連帯会議→全国労働者代表者会議 (1993.6.1)

→1995.11 民主労総

1990年1月、地労協と業種会議の一部が合体して誕生した全労協は、創立宣言において自らを「韓国労総として代表される労使協調主義と御用的・非民主的労働組合運動を克服し、自主的で民主的な労働運動を展開していく韓国労働運動の新しい組織的主体」として規定し、労働者の経済利益のための経済闘争と、「経済社会構造の改革」と「祖国の民主

化・自主化・平和統一」のための政治的闘争を強調している⁽³⁶⁾。具体的には、「労働者の経済的・政治的要求を自ら解決する」ための組織として、「政権と資本」側に対抗していくために、「階級意識を武器」とする「労働者の中央組織」であると位置づけていた⁽³⁷⁾。また、このような「階級意識」に基づいて「労働者政治勢力化＝階級政党」を推進しつつ、「民主化」のための努力を展開していくことを、活動目標として取り上げていた⁽³⁸⁾のである。

(4) 連帯会議

1990年12月には、大宇造船、浦項製鉄などの造船、金属、化学、自動車関係の大企業16社の労組代表たちが、「連帯会議」を構成した。ここに参加していた労組は、ほとんどが87年の「大闘争」以降に結成された新生労組であったのである。「連帯会議」は共同目標として、労働運動に対する政府の統制政策に共同で対応することを設定していた。しかし、この組織は、協議会レベルの組織ではなく、労組代表者同士の緩やかな交流機構にすぎなかった。その上、個別単位労組問題は、完全に当事者である個別単位労組みずからの手で解決することになっていた⁽³⁹⁾のである。

このような緩やかな組織であったにも係わらず、政府は、1991年1月10日、「第3者介入禁止違反」によって「連帯会議」に参加していた労組幹部67人を連行し、この事件をきっかけとして活動が中止された。

(5) その他の労働運動組織

「大闘争」直後から、上記の連帯運動と並行した形で、一部の労働運動グループは単位労組における活動以外に、政治的な運動を積極的に展開していた。

主に、ソウルを中心とした地域でこのような活動を行う組織が結成された。それは「先進」労働者、解雇労働者を中心として結成された団体であり、首都圏地域においては、「ソウル労働組合運動連合」が創立さ

れ、「労働組合の民主化」と「軍部独裁退陣」という政治的な活動が、その目標として掲げられた。また、京仁地域（ソウル・仁川の周辺地域）の労働者たちは、「民衆運動連合」を結成し、「労働者主導の民主主義を勝ち取ろう」というスローガンのもとで、「軍部独裁の終焉のための労働者選挙対策委員会」を結成し、盧泰愚候補の退陣運動も展開していた⁽⁴⁰⁾。そして、これらの地域を中心として労働運動を行っていた一部のグループが中心となって91年7月に「革命的階級政党」のための「韓国社会主義労働党創党準備委員会」が結成されたのである。

91年7月には、「全国労働団体連合」が結成され、産別労組や全国中央組織建設、「民衆の政治勢力化」を掲げて活動をおこなった。また、労働運動を主な目的とした組織ではないが、「学出労働者」が中心となって92年4月には、「進歩政党推進委員会」が結成され、「労働者と民衆の政治勢力」化・組織化を目指し、多様な階級・階層を含む労働者中心の「進歩」的大衆政党の建設を目指しつつ、労働運動に対する支援活動を行った⁽⁴¹⁾のである。

注

- (21) 80年代の大学生出身労働運動家の労働運動論に関しては、バク・ヒョンチュエ/ジョ・ヒョン編『韓国社会構成体論争1』ジユクサン、1989年、イジョンオ「80年代労働運動論展開過程の理解のために」韓国キリスト教産業開発院編『韓国労働運動の理念』ジョンアム社、1988年などを参照。
- (22) 「民主労組」という表現は、労組の誕生経緯から、単なる経済闘争でなく、政治闘争の連続として誕生した新しい労組、または、そのような理念を共有する労組のことを意味する。
- (23) 韓国労総は、1991年の地方選挙から、「労働界出身の地方議会進出」を支援することとなった。しかし、彼らは既成政党とことなった「労働者政治勢力化」を掲げていたのではなく、既成政党の候補者の中で労働者に親和的であると判断される候補者を支持する活動にとどまっていたのであった。従って、本稿で考察している「労働者政治勢力化」が、既成政党を否定するオルタナティブとしての「階級政党」を意味するものであるとするなら、韓国労総の掲げた理念は、既成政党の枠組みの中で展開されるという形であったといえる。韓国労総の90年以降の政治活動に関しては、チェ・ヨンギ他『1987年以降、韓国の労働運動』韓国労働研究院、2001年、344頁～345頁を参照。

- (24) これは政府・韓国労総・韓国経営者総協会間で5%という賃上げガイドラインの設定に合意したもので、当時の労働者からの賃上げを一定のレベルにとどめさせようとするものであった。1992年には、このような「総額賃金制」に対し、韓国労総に所属していた会社の労働者までも含めてほとんどの労働組合は、「総額賃金制反対」を掲げていたのであった。これに関しては、金東春、前掲書、388頁。
- (25) その他の現代グループ労組も、これと同様の道をたどっていた。これに関しては、イ・スウォン『現代グループ労働運動、その激動の歴史』図書出版デリック、1994年、59頁～105頁を参照。
- (26) 全国労運協、前掲資料を参照。
- (27) 仁川地域労働者協議会の場合、89年には所属労組が82社に増えるが、その中で組合員が100人未満の労組は44社で、500人以上の労組は2社にすぎない。全国労運協『労働運動』創刊号、1988年、176頁を参照。
- (28) 馬山・昌原地域労働者協議会の綱領は以下の通りである。
 「我々は、馬山・昌原の労働者のために、自主的で民主的に活動する労働組合運動を協力を推進する。
 我々は、組合員の団結した力を基盤とした連帯をし、資本と政治権力の労働者に対する搾取と弾圧に対抗し、対処する。
 我々は、週5日勤務制で、生計費の確保、労働条件の改善、労働現場の民主化、社会民主化の為に努力し、労働者の自由な人間らしき暮らしを勝ち取る。
 我々は、地域、業種ごとに分離されていても、労働者は一つであるという精神で連帯・協力し、労働組合運動の地域・全国的統一を成し遂げる。
 我々は、女性労働者の地位向上の為に、男・女差別を撤廃し、同一労働、同一賃金を勝ち取る。
 我々は、民主的で平等な社会をつくっていくために闘争するすべての民主勢力と積極的に連帯し、労働解放のその日まで闘争する」。
- 馬山・昌原地域労働者協議会「第3次定期代議員大会資料集」1991年より再引用。
- (29) ソウル地域労働者協議会綱領より、キム・グムスウ『韓国労働運動の現況と課題』科学と思想、1995年、47頁から再引用。
- (30) ホ・サンスウ「最近の社会変革運動と労働運動-労働組合運動の展開様相とその展望」韓国キリスト教産業開発院編『韓国労働運動の理念』ジョンナム社、1988年、171頁～172頁を参照。
- (31) 全国業種労働組合会議会則3条。
- (32) 崔章集はこれを急進的リーダーシップと称する。崔章集／イム・ヒョンジン編『市民社会の挑戦』歴史批評社、1993年、130頁～131頁。

- (33) 労働運動における大学生や知識人の役割に関しては、ソン・ジョンナム「韓国労働運動と知識人の役割」キム・グムスウ／バク・ヒョンチェ編『韓国労働運動論1』未来社、1985年を参照。
- (34) ソン・ホグン、前掲書、350頁～352頁。
- (35) 崔章集「韓国労働階級の政治勢力化問題1987-1992」『韓国の労働運動と国家』ナナム出版、1997年、377頁～379頁。
- (36) そのような全労協の理念は、宣言と綱領によく現れている。宣言は、「我々は、今日、全国労働組合協議会の旗を掲げ、ここに自主的で民主的な労働運動の新しい歴史が始まっていることを宣言する。我が労働者が今までどれだけ長いとしつきを、非人間的な生活条件と政治的無権利の中で奴隷的な暮らしを強要させられてきたのか。しかし、みろ！ 抑圧と屈服の鎖を切り捨て、歴史の前面に立ち上がり進軍しはじめた労働者の全国的な勢いを！

我が労働者は生産の直接的担当者として、この社会を維持し、歴史を発展させてきた主体である。この地の労働者たちは労働者と全民衆の人間らしき暮らしを勝ち取るために、長い間、労働運動を展開し続けてきた。先輩労働者の血のにじむ大闘争の成果を継承し、70年代以降の民主労組の発展、そして、荘厳な87年の労働者大闘争の成果を継承し、我々は、今日、民主労組の全国連帯組織、全労協の旗を力強く立ち上げた。

労働者に対する抑圧と搾取を永久化するため、労働者の組織的進出と闘争をじゃましてきた資本家と国家権力からの弾圧と回遊を粉碎し、我々は工場で、職場で、鉱山で、町で不屈の闘争を展開してきた。単位職場で労働組合を組織し、闘争の中で地労協と業種協を結成し、やがて、地域と業種を乗り越えた全労協へと結集したのである。

我々は、もはや、この地の労働者が真の意味で自分たちの経済・社会・政治的地位を向上させ、資本と権力の弾圧に統一的に対処できる全国組織を持つこととなったことを宣言する。全労協の建設によって、韓国労総に代表される労使協調主義と御用的・非民主的な労働組合運動を克服し、自主的で民主的な労働運動を展開していける韓国労働組合運動の新しい組織的主体が誕生したことを明らかにする。我々は、また、政権と少数の財閥からの抑圧と収奪を除去し、4千万国民の自由と幸せを実現するため、諸民主勢力と力強く連帯していく全国労働者の組織的隊伍が出帆したことを満天下に宣言する。

全国労働者の団結の球心である全労協へ結集した我々は、非人間的な労働条件を改善し、労働基本権を勝ち取ることによって労働者の人間らしき暮らしを確保するための過熱した闘争を展開する。我々は広範な労働者が参加できる経済的利益実現のための闘争に、大衆的な労働組合運動を展開

することによって我々の組織と意識を発展させながら、労働者の位置を根本的に変化させる経済社会構造の改革と、祖国の民主化・自主化・平和統一を実現するために、諸民主勢力と連帯し闘争していく。

このような基本目標を実現するために、我々は民主労組運動の組織力量を拡大、強化させる一方、業種別、産業別の共同闘争と統一闘争を発展させる中において、企業別労組体制を打破し、自主的な産別労組の全国中央組織を建設するために総まい進する。

我々の前進を防いでいる資本と権力の弾圧と全ての障害物を乗り越え、我々は必ず勝利することを確信する。我々の闘争は正義に満ちたものである、諸民主勢力を始め全ての国民が我々とともにし、我々のこれからの道が歴史の発展方向と一致するからである。抑圧と屈服の年月、御用と非民主の時代を清算し、全労協の旗のもとに強鉄のように団結し、自由と平等の社会のために、力強く進軍しよう！」。

また、綱領は以下の通りである。

「我々は、週40時間労働で生活賃金を勝ち取る

我々は、職種、男女、学歴間の差別賃金を撤廃し、同一労働、同一賃金を勝ち取る

我々は、解雇、失業の防止と失業者に対する生活対策および就業保障のための雇用安定保障制度を勝ち取る

我々は、産業災害と職業病を予防できる安全な作業環境を勝ち取る

我々は、団結権、団体交渉権、団体行動権を完全に勝ち取る

我々は、全国労働者の団結闘争で、資本と権力の労働運動弾圧を粉碎するために闘争する

我々は、労働者と全民衆の生活向上のために公共賃貸住宅制度の確立、無償義務教育と医療保障制度の実施、不平等な租税改革および福祉財政支出の拡大、物価安定、公害防止などに対する制度的・政策的改善を勝ち取る

我々は、女性労働者に対する差別の撤廃と、母性保護の為に闘争する

我々は、健全な民衆文化を確立する

我々は、労働者と全民衆の言論、出版、集会、結社、示威、思想の自由など、民主的諸権利を勝ち取る

我々は、諸民主勢力と力強く連帯し、祖国の民主化、自主化、平和統一を実現するために闘争する

我々は、世界労働者たちと国際的連帯を強化し、世界の平和に寄与する」

キム・グムスウ、前掲書、94頁～98頁より引用。

- (37) 地域・凝集別労働組合全国会議中央執行委員会『全労協建設へ総進軍しよう』発行年度未詳（聖公会大学校民主化資料館所蔵）より、「」部分は、

この資料の26頁～27頁より引用。

- (38) 全労協創立準備委員会『記者会見文』1990年1月12日付け（聖公会大学校民主化資料館所蔵）より。
- (39) 金東春、前掲書、406頁。
- (40) 韓国キリスト教社会問題研究院『悪法改廃と民主化運動』韓国キリスト教社会問題研究院、1988年、308頁を参照。
- (41) キム・グムスウ、前掲書、56頁。

3 労働者の期待と指導部との乖離

1) 労働者の労組に対する期待

「民主化」以降、単位労組のストや労働者集会などの際に、常に登場した言葉は、「差別待遇」、「人間的」、「平等」、「闘争」、「労働解放」などである。これらの言葉は、当時の労働者の最たる不満を凝縮したものであった。労働者の不満は、具体的には、職場内部における様々な差別を改善しようとするものであった⁽⁴²⁾。従って、「民主化」以降、新しく誕生した労組に参加していた労働者は、労働組合を通じてそのような経済的な利益と社内における権利回復を期待する傾向が強かったといえよう。

しかし、これに反して、新しく誕生した当時の「民主労組」の指導部は、「労働組合とは、労働者大衆が使用者からの支配と搾取に対抗し、彼らの経済、社会、政治的生活条件などを改善するために闘争する自主的な組織である」といいながら、先述した言葉の意味を含む労働組合を階級闘争組織、政治組織やそのための活動として理解している傾向があった⁽⁴³⁾。特に、このような労働者と指導部の労働運動に対する認識のズレが現れているのは、当時のストや労働者集会などで、必ずといっていいほど叫ばれていた「労働解放」という言葉をいかなる意味として理解しているかという点であると思われる。「労働解放」という言葉を労働運動指導部は社会変革としての社会主義として認識していた反面、単位労組

の一般労働者の中では、社会主義の実現として理解している人は4%にすぎず、88%の労働者は職場内における差別の撤廃（賃金、職場内における差別）⁽⁴⁴⁾として理解している。この結果は、当時、労働運動の指導部において想定していた政治闘争の手段としての労働運動、言い換えると、階級的なものに基づいた政治的なオルタナティブを目指すというものが職場において指導部を通じて掲げられていたが、これは単位労組における一般労働者の政治的階級意識のレベルと同様ではないということの意味するものである。このように、労働者は労働運動を通じて社会主義という社会変革を期待していることや、また、そのようなものを労組に期待していたとは考えにくい。

そうであるなら、当時の労働者は、労組にいかなることを期待していたのだろうかという点について具体的に検討してみよう。まずは、当時の労働者がいかなる基準で職業を選択していたのかを検討する。

表一 7 労働者の職業選択要因調査

教育程度	安定性	収入	やりがい	発展性	名誉など	合計
小学校卒以下	38.3	43.5	8.2	7.7	2.4	100
中 卒	35.3	27.9	17.5	15.1	4.2	100
高 卒	38.5	24.8	15.9	17.3	3.5	100
大 卒	34.7	14.0	25.6	20.4	5.4	100
全 体	37.2	29.7	15.1	14.3	3.6	100

大韓統計協会『韓国の社会指標』1992年より、単位：%

表一 7によると、大卒労働者をのぞく労働者の大勢は、収入と安定性を基準として職業を選んでいった。特に、この表における項目の中で「安定性」とは、生計をたてるための安定性を意味するものであり、それ故、収入が安定的に確保できる安定的な会社が必要だということを考えると、収入と密接な関係を持っている。従って、当時の労働者における職業選択の基準としては、収入とかかわる基準が非常に大きかったと考えられる。

表一 8 職場における労働者の不満度調査

職務の内容	労働環境	労働時間	賃 金	労務管理
25.8 (25.7)	52.4 (9.3)	39.8 (15.4)	53.4 (13.4)	47 (6.9)

() は満足度、統計庁『韓国の社会指標』1993年より、単位：%

当時の労働者は、先述したように、収入を中心的な基準として会社を選んで働いていたと思われるが、実際、会社で仕事をしてみると、様々な不満が生じるようになる。表一 8 は、当時の労働者が職場内においてどのようなことを不満として抱いているのかを調査した結果である。この表で明らかになっているように、当時の労働者は、職場において賃金・労働環境・労務管理・労働時間・職務の内容などに非常に強い不満を表していると考えられる。

次に、87年以降の労働者大闘争を主導していたといわれる生産職労働者が、実際の労働現場においていかなる不満を抱いていたのかを検討してみよう。

表一 9 生産職労働者の職場に対する期待意識

調査機関	人間らしき待遇	高い賃金	将来の展望	その他	合計
韓国重工業	50.0	19.4	22.1	8.5	100

昌原の韓国重工業の生産職労働者2,181人に対する調査

() は事務職労働者

韓国重工業労働組合『ソリモア』韓国重工業労働組合、1991年より、単位：%

この調査結果からは、労働者が会社に期待していた要求内容は、「人間らしき待遇」が最優先順位として考えられていたことがわかる。このような人間らしき待遇は、以下のある労働者の話によく現れている。

昼休みの時に食堂に入ると、なぜ、係長クラス以上の人のために、ご飯とおかず

などを俺たちが運ばないといけないのか。次長、課長よ、職権乱用するな！ 34歳の次長は、45歳、50歳にため口で命令しているんだが、そのような規定が労働法の何条、何項にあるのか。セマウル掃除は社内掃除であって、係長や工場長が乗る乗用車を洗車することがセマウル掃除なのか。規定された場所で喫煙し、摘発されたら、始末書を強要し、おえらい方々はどこで喫煙しようとも始末書を強要しないということは、俺たちの社規集のどこにあるのか。⁽⁴⁵⁾

従って、上記の調査結果における「人間らしき待遇」とは、以上のような社内における差別撤廃を意味することであるといえよう。

この調査とは別の単位職場における調査においては、労働者がもっとも高い感心を抱いている 이슈は、職場における昇進、賃金などであることが確認されている。⁽⁴⁶⁾そして、生産性本部の調査においても、労働者が差別を受けている、または、不満を抱いている 이슈は、賃金問題以外にも、労働環境の改善 (25.8%)、人間らしき取り扱い (20.8%)、昇進の機会 (20.5%) など、職場内部における問題も多数取り上げられている。⁽⁴⁷⁾これらの調査を複合的に考えると、当時の労働者は、表-8で現れているように、賃金や職場内の差別撤廃を強く期待していたことがわかる。⁽⁴⁸⁾このような生活上における不満や職場内における環境に対する不満などが、ストの際の要求に反映し、また、87年以降、爆発する労働運動の中で設立されつつあった新しい労組への期待につながったと思われる。

表-10 労働者の労組への期待度

職 場	経営補助	実利保障	人間らしき暮らし保障	社会民主化	合計 (%)
A	9.1	6.8	70.5	13.6	100
B	4.9	22.2	54.9	18.0	100

A は、全労協傘下の仁川地域労働組合協議会の中軸を果たしている企業であり、B も全労協傘下の馬山・昌原地域労働組合協議会の中軸を担当している企業である。

金東春『韓国社会労働者研究』歴史批評社、1995年、245頁の表に基づいて、著者が作成。

表-10は、当時、全労協と地労協（仁川地域労働組合協議会、馬山・昌原地域労働組合協議会）のリーダー的な役割を果たしていた単位労組に対する調査で、単位労組労働者の労組に対する期待はいかなる内容を持つものであったのかということに対する調査結果である。

この結果から、一般労働者が労組にもっとも期待していることは、「人間らしき暮らし」であることがわかる。それは、労働者の生活条件の向上や職場問題を改善することを意味するものであり、具体的には、賃上げや労働条件の改善、職場における差別の撤廃などを複合的に意味している。⁽⁴⁹⁾ 言い換えると、当時の労働者は、職場内の問題改善を労組に求めていたのであったといえよう。

2) 指導部の運動理念と具体的な方向

しかし、このような労働者の期待に比べ、当時の単位労組は、必ずしも、このような労働者の要求に沿った形で労働運動を展開していたわけではなかった。先述したように、80年代中盤以降の労働組合運動と労働運動家は、階級理論で武装した学出労働者から大きな影響をうけていた。これらのグループが「大闘争」以降、新しい労組運動の指導グループとして本格的に台頭し、87年以降の新しく設立されつつあった単位労組を通じ、労組連帯運動である地労協・業種会議活動、全国労運協を展開し、全労協へと合体するようになったのである。

彼らの労働運動の理念は、労働者の前衛政党のために、前衛組織としての全国的労働者組織をつくることであつた。⁽⁵⁰⁾ 当初、彼らは、前衛党建設のために、まずは、職業革命家・革命家専門組織を育成・建設し、それを通じて先進労働者の組織化に力を集中すべきだと考えていたのである。

しかし、大統領選挙における運動グループの分裂と88年国会議員選挙における「民衆候補」の敗北を経験し、このような戦略から、まずは大衆的な政治組織の建設を構想するようになった。にもかかわらず、基本的な前提である「労働者階級の政治勢力化」は不変のものであり、戦術

的に、当面のブルジョワ民主主義への変革のための中心主体として労働者階級を想定していたのである。⁽⁵¹⁾ 具体的には、政治闘争の根幹として、単位労組における大衆闘争と階級組織化の活動に力点をおいて活動した。このような現場における階級組織化という活動は、①単位労組組合員の当面課題の解決→②労働者の階級意識強調→③産業別労組組織結成→④労働運動の政治化という手順を想定していたのであったが、実際には①よりは、②と③に重点をおいて活動を行っていたのである。そのような活動の一環として、先述した地労協、業種会議、全労協を誕生させることになったのである。特に、「公安政局」の下で誕生した全労協は、それに対応する最重要課題として、「死守全労協」を掲げ、労働者の要求を実現するよりは、組織を守ることが活動の重要な目的になっていく。⁽⁵²⁾

3) 労働者と指導部の乖離

このような指導部の政治路線によって、職場内部の問題改善を労組に期待していた労働者の組合活動からの離脱につながっていったと考えられる。

表-11 労働組合への参加程度の変化

組合の外部活動へも参加	13.9%
組合の内部活動のみ参加	30.6%
消極的に変化	43.8%
従来から消極的	11.8%
合計	100%

金東春『韓国社会労働者研究』歴史批評社、1995年、265頁より

表-11は、全労協所属の単位労組の中で、馬山・昌原地労協をリードしている労組の組合員を対象とした調査で、87・88年と比べてあなたの組合への活動はいかに変わったのかという質問に対する応答結果をまとめたものである。この結果によると、組合の内部活動のみへ参加や消極

表-12 労働組合に対する労働者の関心と参加程度

積極参加	消極的参加	無関心	合計
26.4%	65.2%	8.5%	100.0 (1,561名)

全労協『労働者意識調査結果』、1992年より

的に変化したと答えた比率が74.4%にのぼっている。また、表-12は、全労協が、全労協に参加している労組の組合員1,561名を対象として1992年に行った調査結果で、労働組合に対する労働者の関心と参加程度を表している。

この結果によっても、90年以降、労働組合への参加傾向が消極的に変わっていることが明らかになっている。そうであるなら、このような一般労働者の労組活動への参加が消極的に変化した背景にはいかなる要因が存在するのか。

表-13 組合活動に消極的に変化した理由

労働条件・賃金満足	3.2
不利益	5.2
組合の有効性に疑問	20.6
個人の時間が重要	20.6
現執行部に対する不満	52.4
合計 (%)	100

金東春『韓国社会労働者研究』歴史批評社、1995年、266頁より

表-13では、組合活動への参加が消極的になった理由として一番高いのが、現執行部に対する不満が取り上げられている。ここから現執行部に対する不満というものが労働者に存在しており、それによって労組活動への参加が消極的になったと考えられる。そうであるなら、現執行部

表-14 現在の執行部に対する評価

労働者の利益が 反映されていない	労働者の利益が 反映されている	御用労組	機会主義的活動	合計
66.4%	28.6%	0.9%	4.1%	100%

『全国労働者新聞』全労協、1992年8月27日付より

に対する不満ということはいかなるものを意味しているのだろうか。

表-14は、全労協による調査結果で、現執行部に対する評価をみると、労働者の利益が反映されていないと答えた人が66.4%にのぼっている。これは、87年以降の労組連帯運動において、最も、戦闘的な政治活動を行ってきた全労協やその傘下組合の指導部の活動において、労働者の意見、言い換えると、賃上げや労働条件改善など職場内の問題改善の要求というものが反映されていないことを意味していると思われる。

実際、当時の労働者の中で、全労協への期待として、社会民主化のための政治闘争を期待している労働者は、90年は5.2%で92年には4.1%にすぎなく、職場内部の問題改善の期待は、90年には63.3%、92年には65.3%にのぼっている⁽⁵³⁾のである。このような結果を反映するように、全労協の「労働者政治勢力化＝階級政党」という方針に賛同していた労働者は5.9%にすぎなかった⁽⁵⁴⁾のである。

以上の結果をまとめると、政治的闘争の色が強かった全労協やその傘下の地労協活動において、所属労働者は指導部に対して職場内部の問題解決を期待していたが、それが「政治闘争」を掲げている指導部に反映されていなかったために、労組活動から消極的になり、当時の労働者は、全労協の「労働者政治勢力化」という方針とは一定の距離があったといえよう⁽⁵⁵⁾。

表-15 全労協の構成変化

時 期	労働組合の数		組合員の数	
	1990.1.22	1991.3.31	1990.1.22	1991.3.31
合 計	456	238	166,307	91,572

韓国労働研究院『分期別労働動向分析』1991年の1/4分期編より

表-16 仁川地域労働者協議会の構成変化

1989.6	1992年現在
77個の単位労組	20個の単位労組

仁川地域労働者協議会『第6次定期代議員大会資料集』1993年より

4) 上級組織の組織力の変動

また、91年以降、全労協や地労協の組織構成に変化が現れ始める。表-15でみられるように、結成当時に、456個の単位労組、合計組合員数、166,307名だったものが、全労協の組織死守への方針転換にともない、238個（91,572名）に減少する。また、これと同時に、地労協も変化が現れる。表-16で現れているように、仁川地域労働者協議会も92年には、参加する単位組織が22個に大幅減少したのである。このような減少の背景には、先述した労働者と指導部間の乖離というものが存在し、それによって上級労働団体から離脱することにつながったと思われる。

5) 「労働者政治勢力化」運動の選挙参加とその結果

この時期における「労働者政治勢力化」の実験として、1990年に民衆党が誕生する。この政党は、冒頭に記述したように、様々な労働運動団体と独自の労働者階級政党的建设を目指していたグループが加わった形

で結成されたのであった。民衆党は、その理念として、「民衆の階級的な位相」を設定し、労働者の独自の政党運動を行うということであった。このような理念を掲げながら92年の国会選挙の際には、全国的に知識人出身の労働運動家51名を候補として擁立し、労働者からの支持を獲得しようとしていた。しかし、その支持基盤であるはずの労働者からの支持を得るところか、全国得票率は、1.5%に満たなかったのである。⁽⁵⁶⁾

特に、当時の労働者が「階級政党」への支持がそれほど強くなかったということは、90年の国会議員選挙における蔚山の東区の投票結果から明らかである。当時の蔚山東区は、約7万人の有権者の中で、70%くらいが現代グループの労働者とその家族であった。しかも、当時の野党からはこの地域区には候補を出していなかったために、労働者候補が出馬する際に、全国のどの地域区より有利な状況だったのである。⁽⁵⁷⁾この地域区では、現代重工業の副委員長が民衆党の候補として、現代グループオーナーの息子が与党の候補として対決する構図が展開された。にもかかわらず、民衆党候補は対抗候補の約半分の得票を得たにすぎなかったのである。

この選挙結果は、先述したように、当時の労働者と「労働者政治勢力化」を掲げていた指導部間で発生した乖離によるものであったと理解される。それが、労働者の投票行動にまで影響し、結果として民衆党に代表されていた「労働者政治勢力化」運動への支持が行われなかったのではないか。

注

(42) このような不満は、ストを通じて表出されたが、ほとんどが職場内部の問題改善に関するものであった。これに関しては、韓国キリスト教社会問題研究院編『87労働社会事情』民衆社、1988年、105頁～167頁参照。

(43) 「」部分は、現代精工労働組合『活動報告書』1991年、126頁より引用。

(44) 金東春、前掲書、418頁より。

(45) 蔚山社会宣教実践協議会『蔚山地域7月労働者大衆闘争資料集』蔚山社会宣教実践協議会、1987年、59頁から引用。

(46) 現代自動車の『社報』1993年9月号。

- (47) 『韓国経済新聞』1992年6月24日付け。
- (48) 87年以降の労働運動による賃上げ闘争によって、賃金は上昇しつつあったが、当時の労働者は、過去に比べ、生活水準が向上しているという認識は少なかったと思われる。製造業労働者1098人を対象として行われた調査において、86年から91年間の生活水準の向上如何に関する問いに対し、あまり変わっていないと答えたのが41.7%、むしろ下落したと答えたのが18.5%であった。金東春、前掲書、245頁。
- (49) 金東春、前掲書、245頁。
- (50) 金東春『韓国社会科学の新しい模索』創作と批評社、1997年、224頁～225頁。
- (51) 同前、231頁。
- (52) 全労協政策室「90年上半期全労協事業評価」ジョン・テイル記念事業会編『韓国労働運動20年の決算と展望』世界、1991年、11頁～51頁。
- (53) 『全国労働者新聞』全労協、1990年1月31日付け、および、1992年8月27日付けより。
- (54) 全労協『91年度事業報告』、1992年、295頁。
- (55) このような一般労働者と全労協の路線の乖離という問題は、99年7月時点になってから全労協内部においても議論されるようになった。これに関しては、全労協組織発展小委員会報告書『全労協の組織拡大・強化と民主労組総団結の発展のために(案)』1992年7月18日付け(聖公会大学校民主資料館所蔵)、34頁参照。
- (56) バク・サンピョン、前掲書を参照。
- (57) 金東春『韓国社会労働者研究』歴史批評社、1995年、136頁。

むすびにかえて

以上から、この時期における労働運動内部において、労働運動指導部の「政治」路線と、労働者の「経済」的要求の間に乖離があったといえよう。それは、労働運動を通じて「政治運動」を展開しようとしていた指導部の方針と、あくまでも「経済的側面」から労働運動を利用しようとした単位労組労働者間の思惑のズレから発生するものであった。このような乖離というものが、87年から92年までにおける「労働者政治勢力化」、特に92年の国会議員選挙における「階級政党」としての民衆党が

失敗に終わった原因の一つだったのである。

そうであるなら、今日における民主労働党の出現と議席獲得という現象をいかに解釈すべきかという問題が浮かび上がる。この問題に関しては、まだ、仮説のレベルではあるが、97年のIMF危機以降、増加する失業率や非正規労働者の増加などによって、労働者が「経済」的な要求さえもできなくなりつつある状況とともに、民主労働党が労働者のみならずその他の階層もその支持基盤としようとする点で、ある意味「包括政党」化の動きを見せ始めているということを考えると、民主労働党の「包括政党」の方針と労働者の政治的指向性がお互いに歩み寄った結果により生じたものと解釈できるのではなからうか。言い換えると、民主労働党は、本稿で検討した「労働者階級」に立脚した「労働者政治勢力化」運動を掲げていた指導部とは異なった理念や政治的路線を標榜しているようである。それは、政党としての支持基盤を労働者階級のみに限定するものではなく、農民、都市庶民、貧民などの社会的に「疎外」された諸階層まで取り組む方向へと、自らの路線や方針を変化させてきていると考えることができる。また、労働者の政治的指向性は、賃上げや社内における差別の撤廃などの「経済主義」から、「経済主義」と「政治闘争」が複合された性格へ変化してきているように思われる。それは、雇用確保や生存権などを守るために、既成政党とは異なった路線を標榜している政党と親和的なものへと変化してきたことを意味するものであろう。しかし、これらの問題に関する具体的な検討は、本稿の範囲を超えるものであり、今後の課題として残したい。

参考文献

* ホーム・ページ

<http://kosis.nso.go.kr/> (韓国統計庁のホーム・ページ)

* 日本語文献 (あいうえお順)

石川・平井編『終わらない20世紀 東アジア政治史1894～』法律文化社、2003年

出水薫「民主化後の韓国政党制」『APC アジア太平洋研究』第8号、2001年

1月

出水薫「韓国の国会議員選挙と政治変動——その因果関係に関する一考察——」

『九大法学』第76号、1998年

服部民夫『韓国：ネットワークと政治文化』東京大学出版会、1992年

*韓国語文献 (가나다順並べ、また、() の中は日本語訳)

— 統計・意識調査・新聞

노동부 『1987년여름의 노사분규평가보고』 1988년

(労働部 『1987年夏の労使紛糾評価報告』 1988年)

노동부 『노동경제연감』 1993년 (労働部 『労働経済年鑑』 1993年)

대한통계협회 『한국의 사회지표』 1992년 (大韓統計協會 『韓国の社会指標』 1992年)

전노협 『노동자의식조사결과』 1990년 (全労協 『労働者意識調査結果』 1990年)

전노협 『노동자의식조사결과』 1992년 (全労協 『労働者意識調査結果』 1992年)

통계청 『한국의 사회지표』 1993년 (統計庁 『韓国の社会指標』 1993年)

『전국노동자신문』 (『全国労働者新聞』 全労協の機関紙)

『한국경제신문』 1992년 6월 24일자 (『韓国経済新聞』 1992年 6月 24日付け)

한국노동연구원 『분기별노동동향분석』 1991년 (韓国労働研究院 『分期別労働動向分析』 1991年)

한국노총 『1987년도노동쟁의』 한국노총, 1988년 (韓国労総 『1987年度労働争議』 韓国労総、1988年)

한국중공업노동조합 『소리모아』 한국중공업노동조합, 1991년

(韓国重工業労働組合 『ソリモ아』 韓国重工業労働組合、1991年)

— 労働運動資料

민중해방노동자투쟁위원회 『올바른 노동법개정투쟁을 위하여』 1988년 11월 13일자 (民衆解放労働者闘争委員会 『正しい労働法改正闘争のために』 1988年 11月 13日付け)

서울노동운동단체협의회 『노동자의 시국선언』 1989년 8월 15일자

(ソウル労働運動団体協議会 『労働者の時国宣言』 1989年 8月 15日付け)

울산사회선교실천협의회 『울산지역 7월노동자대투쟁자료집』 울산사회선교실천협의회, 1987년 (蔚山社会宣教実践協議会 『蔚山地域 7月労働者大闘争資料集』 蔚山社会宣教実践協議会、1987年)

인천지역노동자협의회 『제 6 차정기대의원대회자료집』 1993년 (仁川地域労働者協議会 『第 6 次定期代議員大会資料集』 1993年)

전노협정책실 「90년상반기전노협사업평가」 전태일기념사업회편 『한국노동운동 20년의 결산과 전망』 세계, 1991년 (全労協政策室 「90年上半期全労協事業評価」 ジョン・テイル記念事業会編 『韓国労働運動20年の決算と展望』 世界、1991年)

- 전국업종노동조합회의회칙 (全国業種労働組合会議会則)
- 전국노동운동단체협의회 『노동운동』 창간호, 1988년 (全国労働運動団体協議會 『労働運動』 創刊号、1988年)
- 전국노동운동단체협의회 『구시대, 구질서, 구체제의철저한청산에서새로운시대, 새로운질서, 새로운체제를향하는민주대개혁으로』 연도미상 (全国労働運動団体協議會 『旧時代、旧秩序、旧体制の徹底な清算から新時代、新秩序、新体制を目指す民主大改革へ』 年度未詳)
- 전국노동운동단체협의회 『현시기 노운협의 주요한 역할과 임무』 1990년 8월 24일 (全国労働運動団体協議會 『現時期労運協の主な役割と任務』 1990年8月24日付け)
- 전노협 『전노협의 조직확대/강화와 민주노조총단결의 발전을 위해 (안)』 1992년 7월 18일 (全勞協 『全勞協の組織拡大・強化と民主労組総団結の発展のために (案)』 1992年7月18日付け)
- 전노협 『1991년도사업보고』 1992년 (全勞協 『1991年度事業報告』 1992年)
- 지역/업종별노동조합전국회의중앙집행위원회 『전노협건설로 총진군하자』 1989년 11월 (地域・業種別労働組合全国会議中央執行委員会 『全勞協建設へ総進軍しよう』 1989年11月)
- 한국기독교사회문제연구원 『87년노동사회사정』 민중사, 1988년 (韓国キリスト教社会問題研究院編 『87労働社会事情』 民衆社、1988年)
- 현대자동차 『사보』 1993년 9월 (現代自動車 『社報』 1993年9月)
- 현대정공노동조합 『활동보고서』 1991년 (現代精工労働組合 『活動報告書』 1991年)
- 論文・単行本
- 김금수 『한국노동운동의 현황과 과제』 과학과 사상, 1995년 (キム・グムスウ 『韓国労働運動の現況と課題』 科学と思想、1995年)
- 김동춘 『한국사회노동자연구』 역사비평사, 1995년 (金東春 『韓国社会労働者研究』 歴史批評社、1995年)
- 김동춘 『한국사회과학의 새로운 모색』 창작과 비평사, 1997년 (金東春 『韓国社会科学の新しい模索』 創作と批評社、1997年)
- 김유선 「6 공화국출범이후 구속/해고노동자 실태」 한국노동교육협의회 『6 공화국의 노동정책과 노동조합의 대응』 한국노동교육협의회, 1992년 (キム・ユソン 「6 共和国出版以降、拘束・解雇労働者実態」 韓国労働教育協議會 『6 共和国の労働政策と労働組合の対応』 韓国労働教育協議會、1992年)
- 김정한의 『80년대한국노동운동사』 조국, 1989년 (キム・ジョンハン他 『80年代韓国労働運動史』 ジョクク、1989年)
- 김준 「제 6 공화국의 노동통제정책」 『경제와 사회』 1989년 여름/가을호

(キム・ジュン「第6共和国の労働統制政策」『経済と社会』1989年夏・秋号)

- 노중기「6월민주항쟁과 노동자대투쟁」학술단체협의회『6월민주항쟁과 한국사회 10년』당대, 1997년 (ノ・ジュンギ「6月民主抗争と労働者大闘争」學術団体協議会『6月民主抗争と韓国社会10年』ダンデ、1997年)
- 박상병「한국진보정당의 형성과정과 선거참가 ; 민중당의 사례를 중심으로」안희수 편『한국정당정치론』나남, 1995년 (박·산비ョン「韓国進歩政党的形成過程と選挙参加 ; 民衆党的事例を中心として」안·히스쑤編『韓国政党政治論』ナナム、1995年)
- 박승욱「7/8 월노동자대투쟁을 다시 생각한다」『창작과 비평』1990년 여름호 (박·스노옥「7/8月労働者大闘争を改めて考える」『創作と批評』1990年夏号)
- 박현채/조희연 편『한국사회구성체논쟁 1』죽산, 1989년 (박·히ョン첸/조·히ョン編『韓国社会構成体論争 1』죽산、1989年)
- 송정남「한국노동운동과 지식인의 역할」김금수/박현채 편『한국노동운동론 1』미래사, 1985년 (송·정남「韓国労働運動と知識人の役割」キム·グムスウ/박·히ョン첸編『韓国労働運動論 1』未来社、1985年)
- 송호근『한국의 노동정치와 시장』나남, 1991년 (송·호근『韓国の労働政治と市場』ナナム、1991年)
- 윤상철『1980년대 한국의 민주화 이행과정』서울대학교출판부, 1997년 (윤·상철『1980年代韓国の民主化移行過程』ソウル大学出版部、1997年)
- 이중호「80년대 학생운동론 전개과정의 이해를 위해」한국기독교산업개발원 편『한국노동운동의 이념』정암사, 1988년 (이·중호「80年代労働運動論展開過程の理解のために」韓国キリスト教産業開発院編『韓国労働運動の理念』ジョン암社、1988年)
- 이수원『현대그룹노동운동, 그 격동의 역사』도서출판대륙, 1994년 (이·수원『現代グループ労働運動、その激動の歴史』図書出版デリユク、1994年)
- 임혁백『시장/국가/민주주의』나남, 1994년 (임·혁백『市場·國家·民主主義』ナナム、1994年)
- 정건화「한국사회노동자, 어떻게 살고 있나」한국사회연구소『동향과 전망』1991년봄호 (정·건화「韓国社会の労働者、いかに暮らしているのか」韓国社会研究所『動向と展望』1991年春号)
- 조현연「재야운동과 정당정치의 상호연관성」안희수 편『한국정당정치론』나남, 1995년 (조·현연「在野運動と政党政治の相互連関性」안·히스쑤編『韓国政党政治論』ナナム、1995年)

- 최영기외 『1987 년이후 한국의 노동운동』 한국노동연구원, 2001 년 (チェ・
ヨン기他 『1987年以降の韓国労働運動』 韓国労働研究院、2001年)
- 최장집/임현진공편 『시민사회의 도전』 사회비평사, 1993 년 (崔章集/イム・
ヒョン진編 『市民社会の挑戦』 社会批評社、1993年』
- 최장집 「한국 노동계급의 정치세력화문제 1987-1992」 『한국의 노동운동과
국가』 나남출판, 1997 년 (崔章集 「韓国労働階級の政治勢力化問題1987-
1992」 同 『韓国の労働運動と国家』 ナナム出版、1997年』
- 최장집 『민주화이후의 민주주의』 후마니타스, 2002 년 (崔章集 『民主化後の
民主主義』 フマニタス、2002年)
- 한국기독교사회문제연구원 『악법개폐와 민주화운동』 한국기독교사회문제연
구원, 1988 년 (韓国キリスト教社会問題研究院 『悪法改廃と民主化運動』
韓国キリスト教社会問題研究院、1988年)
- 허상수 「최근의 사회변혁운동과 노동운동-노동조합운동의 전개양상과 그
전망」 한국기독교산업개발원 편 『한국노동운동의 이념』 정암사, 1988
년 (ホ・サンスウ 「最近の社会変革運動と労働運動-労働組合運動の展開
様相とその展望」 韓国キリスト教産業開発院編 『韓国労働運動の理念』 조
안암社、1988年)